

記者発表・資料配布				
月 日	担当課名	連絡先	発表者 (担当者名)	その他 配布先
11/28 (金)	財務部税務課	078-362-3349 内線72913	木下 元 (税務課長) 中澤 聖至 (税収対策班主幹)	

税収確保重点月間（12月）の取組

本年12月を「税収確保重点月間」として、悪質滞納者対策や市町と連携した個人住民税の徴収強化など税収確保対策の重点的実施により2.9億円の税収を確保する。

あわせて、県民の納税意識の高揚を図るため、県、市・町、納税貯蓄組合連合会等の広報誌やホームページ等を活用して積極的に広報を行う。



[税収確保重点月間ポスター]

1 徴収対策の強化等

(1) 悪質滞納者への徴収強化（実施予定件数：310件）

対 策	内 容	実施予定件数
滞納処分の強化	①搜索の実施 ②タイヤロック・動産や預金差押えの実施 ③差押済の動産や自動車等の公売実施	300件
納税交渉の強化	暴力的な言動を繰り返す悪質滞納者に対し、県税徴収事務支援員(県警OB)と同伴し納税交渉を強力に推進	10件
計		310件

(2) 令和7年度現年滞納分の徴収強化（実施予定件数：14,240件）

対 策	内 容	実施予定件数
自動車税滞納者への徴収対策	・目立つ色(紫)を用いた封筒及び視覚的に滞納処分の近接を想起させる文書で県下一斉催告を実施	14,000件
個人事業税滞納者への徴収対策	・納期限(11月末)後すみやかに、集中的に電話により県下一斉催告を実施	240件
計		14,240件

【自動車税滞納者への催告】



【タイヤロックの装着事例】



連絡も納付もない場合

(3) 市町と連携した個人住民税の徴収強化

① 県税事務所と市町が共同で実施する徴収対策

管内市町とともに共同で税収確保重点月間（一部市町は12月以外に実施）を設定し、共同文書催告を実施

県税事務所及び実施市町（17市11町）	予定件数
西宮県税事務所：西宮市、芦屋市、尼崎市 加古川県税事務所：稲美町、播磨町 加東県税事務所：三木市、加西市、多可町 姫路県税事務所：姫路市、市川町、福崎町、神河町 龍野県税事務所：相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町 豊岡県税事務所：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 丹波県税事務所：丹波市、丹波篠山市 洲本県税事務所：南あわじ市、淡路市	8,000件

② 市町の徴収対策への支援

個人住民税特別対策官を中心に、市町の処理困難事案への助言等を実施

- ア 市町間併任を実施する市町（宍粟市・佐用町、相生市・赤穂市・上郡町、丹波篠山市・丹波市、丹波市・朝来市）への実地指導
- イ 県税事務所職員を併任する市町職員と連携した滞納整理により市町の人才培养を支援
- ウ 市町が実施する捜索事案に対する県警と連携した立会人派遣

(4) 不正軽油対策の重点実施

10月に行った「近畿府県不正軽油追放強調月間」や事業所等での抜取調査において判明した不正軽油について、購入・使用状況等の確認調査や購入先等の流通経路調査、課税処分等を実施

○近畿府県不正軽油追放強調月間（10月）本県調査結果

内 容	箇所数	抜取本数	うち不正嫌疑軽油
路上抜取調査	3箇所	58本	4本(6.90%)

○事業所等の抜取調査結果（10月末累計）

内 容	箇所数	抜取本数	うち不正嫌疑軽油
抜取調査	226箇所	250本	4本(1.08%)

2 重点的な広報の実施

- ・ポスター、懸垂幕、のぼりの設置掲示等による広報
- ・県と市町が連携した滞納対策を視覚的かつ平易な表現で伝える県ホームページの活用
- ・県、市・町のほか納税貯蓄組合総連合会等の広報誌等への記事掲載

※ 上記の取組等の税収確保対策については、兵庫県税収強化対策本部において推進

[構成員：財務部長（本部長）をはじめとする、県税事務所長・税務課長（事務局長）等]

〈問い合わせ先〉 財務部税務課税収対策班 TEL 078-362-3349